

◎新潟県告示第111号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和8年2月17日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
200 リットル	N0488591 ～ N0488594	4	新潟市中央区竜が島1丁目3-1 新商株式会社 埠頭事務所